

父子家庭の現状と課題

～「必要な支援」を「届ける」ことに注力を～

目 次

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| I. はじめに | IV. 父子家庭の課題とそれへの対応 |
| II. ひとり親家庭に対するこれまでの国の支援策 | V. ひとり親家庭をめぐる政策動向 |
| III. 父子家庭の現状 | VI. おわりに |

上席研究員 宇田 香織

TEL : 050-5473-8934

要 約

I. はじめに

父子家庭はこれまで、母子家庭に比べ収入が高いことが多く、課題を抱えていても世帯数が少ないことからクロズアップされにくかったが、足元では、母子家庭に遅れて国の支援施策の対象と位置付けられている。国の基本方針の見直しに際し、父子家庭の現状と課題を確認し、今後着目すべき点を探る。

II. ひとり親家庭に対するこれまでの国の支援策

ひとり親家庭に対する国の支援は、戦後、経済的に厳しい状況にある母子家庭を対象に、支援策が講じられてきたが、2010年に児童扶養手当が父子家庭に対しても支給開始され、父子家庭に対する支援は徐々に拡大してきた。2014年には、父子家庭も母子家庭と同様に法律の支援対象として明確に位置づけられ、近年は子ども家庭庁の発足を受け、父子家庭も含めたひとり親家庭への支援が強化されている。

III. 父子家庭の現状

父子家庭の父親は、母子家庭の母親に比べ平均収入は多いが、非正規の場合は母子家庭の母親と同様、就労収入が低い。公的支援を知らないことも多く、その利用は低調である。養育費の取決め率も低い。

IV. 父子家庭の課題とそれへの対応

父子家庭の父親は、精神的なゆとりや物理的な時間のない状況に置かれており、ふたり親家庭に比して収入が低く、「家計」や「子どもの教育・進学」に苦勞しており、課題への丁寧な対応が求められる。

V. ひとり親家庭をめぐる政策動向

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の改正案が示された。相談体制の強化、就業支援、養育費の確保など、現状の課題に則した見直しが行われる一方、「子どもの進学」に関しては、改正案での位置づけやその検証の仕方に課題が残る。

VI. おわりに

これまでひとり親支援策は拡充されてきたが、必要な支援が行き届いているとは言い難い。相談体制の強化等により、必要な支援を必要なところに届ける施策の実施と、「子どもの進学」等ひとり親が抱える課題に対して、的確な実態把握と実施した施策についての丁寧な評価・検証が必要だ。

I. はじめに

母子家庭の貧困問題がクローズアップされる一方、父子家庭は、相対的に世帯の収入が高いことが多く、課題を抱えていても、世帯数が少ないためクローズアップされにくい。2024年度は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき策定される「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しの年である。父子家庭に対しては、2010年に児童扶養手当が支給されるようになって以降、支援策が徐々に拡充されてきた。近年は「子ども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等により、ひとり親家庭への支援の一層の充実が図られている。父子家庭の就業や収入の状況や抱える悩みについて、厚生労働省が実施した「全国ひとり親世帯等調査」の結果等をもとに見ていく。

II. ひとり親家庭に対するこれまでの国の支援策

1. 法制度の主な沿革¹

（1）母子家庭への「経済的支援」を中心に

ひとり親家庭に対する国の支援の主な沿革をその背景とともに見ていく。戦後、戦争犠牲者遺族に対する援護立法の必要性から、経済自立対策が緊要なものとして²1952年に「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が制定され、母子家庭に対する生業資金や事業継続資金等の貸付が開始された。1962年には、生別母子世帯を対象として「児童扶養手当」の支給が始まっている。この「児童扶養手当」は、1959年に設けられた「母子福祉年金」が死別母子世帯を対象としたものであり、死別母子世帯となんら変わらない生活状況にあるにも関わらず、特別の施策もないまま放置されていた生別母子世帯への対策として設けられた制度である。

この他、母子福祉に関連する施策は、生活保護法による母子加算や住宅対策として公営住宅のうちに一定戸数を母子世帯向け住宅として確保及び入居させること等、各分野でそれぞれに進展していったが、1963年に老人福祉法が制定されたことを機に、母子福祉関係者を中心に母子福祉法制定に向けた気運が高まり、1964年に各分野で行われてきた母子福祉対策を総合的に推進するため、「母子福祉法」が制定された。この後、母子家庭に対する支援は、母子福祉法による母子福祉資金の貸付、母子相談員による生活相談、母子福祉センターにおける生業指導のほか、母子福祉年金、児童扶養手当の支給、生活保護などの関連する諸対策により総合的に推進されていく。

1981年には、母子福祉法の一部改正が行われ、法律の名称が「母子及び寡婦福祉法」と改められた。この改正は、母子福祉法の対象は20歳未満の児童を扶養する母子家庭であったところ、扶養していた児童が20歳に達した以降も、その収入や就業の状況は恵まれていると言えないことから、引き続きその母を「寡婦」として法の対象とし、母子家庭の母と同様の福祉の措置を講ずることを内容とするものである。

（2）母子家庭及び寡婦への「就業・自立に向けた総合的な支援」へ

2002年には、離婚の増大に伴う母子家庭の急増を背景に、「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する

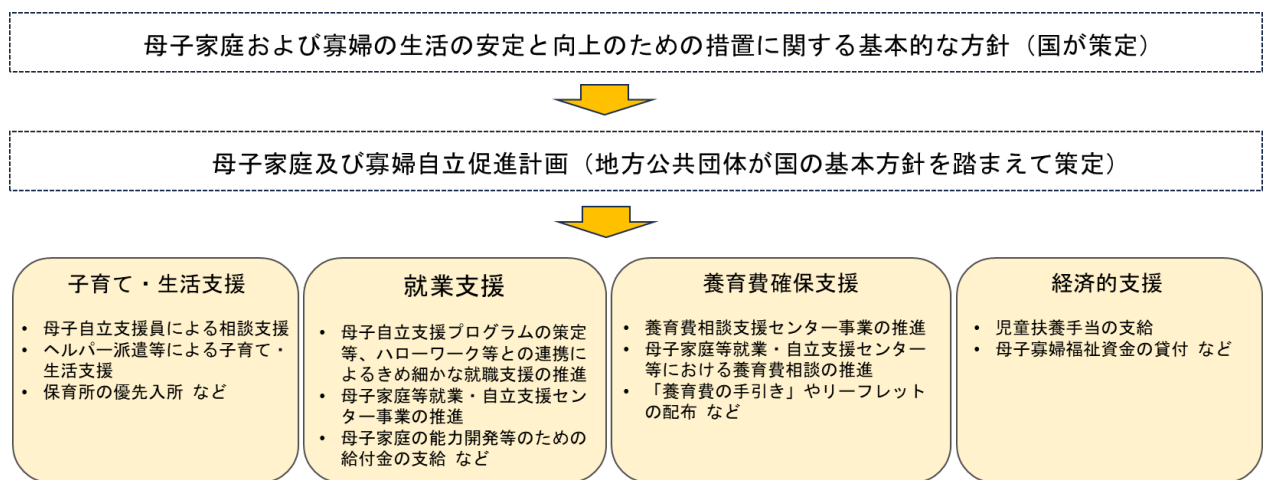
¹ 厚生白書及び厚生労働白書（昭和36年度版、56年度版等）を参考に、新たな制度の創設を中心に記述

² 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通達「母子福祉法の施行について」（昭和39年08月05日発児第168号）

法律」が成立し、母子家庭及び寡婦に対する「経済的支援を中心とする対策」から「きめ細かな福祉サービスの展開」及び「自立の支援」に主眼を置いた対策への改革が実施された。具体的には、福祉事務所を設置する地方公共団体において、相談、情報提供体制を整備しつつ、1) 子育てや生活支援策、2) 就業支援策、3) 養育費の確保支援策、4) 経済的支援策を総合的・計画的に展開することとなった³。養育費支払いの責務が法律に明記されたのもこの時である。

この改正に伴い、国においては、「母子家庭および寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を定め、地方公共団体においては、国の方針に即して「母子家庭および寡婦自立促進計画」の策定を通じ、総合的・効果的に施策を実施することが求められることとなった。現在も、ひとり親家庭支援は、この4本柱により施策が推進されている《図表1》。

《図表1》母子家庭及び寡婦に対する自立支援策の支援体系（2002年～）



（出典）子ども家庭庁こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会資料より作成

2. 父子家庭への支援対象の拡大

前述の通り、1981年に「寡婦」については母子家庭と同様の福祉の措置を講ずることとなったものの、「父子家庭」については、母子家庭と同様の扱いとなるまでには時間を要した。

まず、子育て・生活支援（ヘルパー派遣や保育所の優先入所）及び養育費確保支援（養育費相談支援センターによる養育費の取得等に関する相談対応等）について、2002年の法改正時に、法律上、父子家庭も支援対象となった。続いて、就業支援についても2009年度から、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、運用上、父子家庭に対しても就業相談の実施やハローワークへの引き継ぎ等の支援が実施されていた。その一方、経済的支援については、依然として父子家庭は対象となっていなかった。

しかし、民主党政権下の2010年5月に、経済的支援策の柱の一つである児童扶養手当について、経済的に厳しい生活状況に置かれている父子世帯の生活の安定と自立の促進を図るため、これまで支給対象でなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給することを内容とする「児童扶養手当法の一部を改正する法律」が制定され、同年8月から施行された。

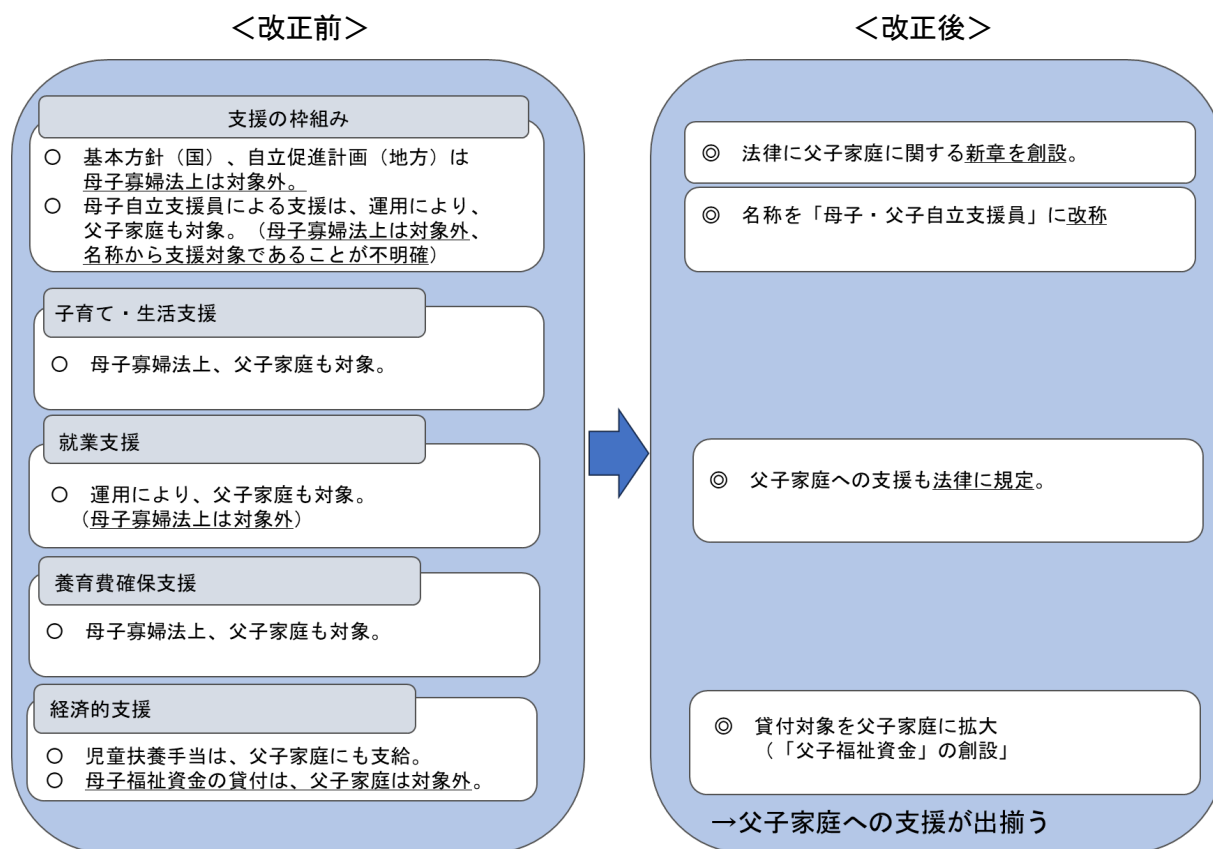
³ この改正と同時に、児童扶養手当については、自立を促進する観点から、支給開始から一定期間を経過した場合における一部減額措置が導入されることとなった。なお、児童扶養手当については、この後も累次の見直しが行われている。

その後、2012年には、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する就業支援策の充実を図るため、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立し、2014年には、2010年の児童扶養手当法改正法附則における施行3年後の検討規定に基づき、母子家庭・父子家庭に対する支援の拡充などを盛り込んだ「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立した。これによって、父子家庭に対する支援が拡大した具体例は次のとおりである。

- ① 「母子自立支援員」について、名称を「母子・父子自立支援員」と改め、父子家庭も支援対象であることを明確化
- ② 父子家庭の父及び児童の雇用の促進を図るための、就業支援の取組を法律に規定
- ③ 福祉資金の貸付について父子家庭も借りられるよう、「父子福祉資金」を創設

これらにより、父子家庭が概ね母子家庭と同様に法律の支援対象として位置づけられ、法律の名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称された《図表2》。この後も、ひとり親家庭への支援策は拡充されていく。

《図表2》2014年の法改正による父子家庭への支援の拡大



※ 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」では、父子家庭の父の就業支援について定めることを規定。



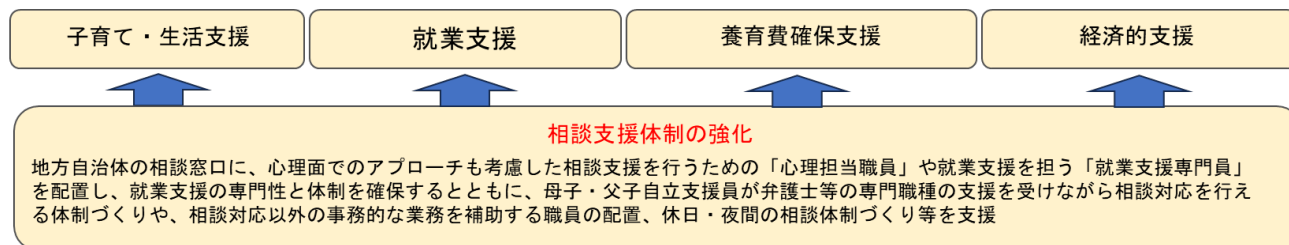
父子家庭を概ね母子家庭と同様に法律の支援対象として位置づけ。
法律の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。

（出典）厚生労働省「母子及び寡婦福祉法の改正等について～ひとり親家庭の支援～」より作成

3. 子ども家庭庁発足を受けた支援の強化～「子ども未来戦略」の実行と相談体制の強化～

2023年には、急速に進む少子化を背景に、政府のこども政策を一元的に推進する組織として「子ども家庭庁」が4月に発足した。同年12月には、少子化対策に不退転の決意で取り組むべく、これまでとは「次元の異なる少子化対策」として、前例のない規模での政策強化の具体策を盛り込んだ「こども未来戦略」が閣議決定された。この戦略において、経済的支援として、ひとり親が児童扶養手当が減ることを心配して働き控えをすることのないよう、児童扶養手当の所得制限限度額の引き上げ⁴や、就業支援として、所得の低いひとり親が手に職をつけて安定的な所得を得られるよう、資格取得を目指すひとり親家庭に対する給付金の対象資格の拡大を行う等、ひとり親に対する各種支援を強化することとされた。これら戦略に記載された施策の着実な実施を図ることに加え、2025年度予算案においては、ひとり親家庭に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、相談支援体制を強化する方向を打ち出している《図表3》。

《図表3》ひとり親家庭に対する相談体制の強化



(出典) 子ども家庭庁「令和7年度予算案及び令和6年度補正予算の概要」より作成

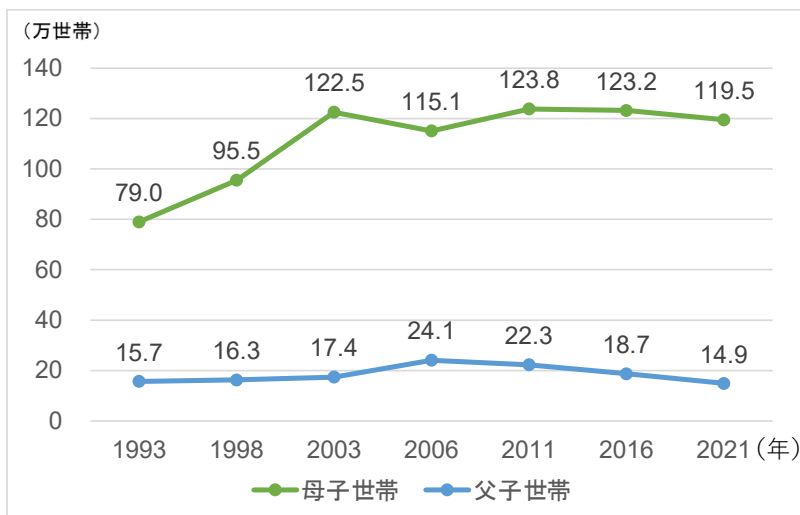
Ⅲ. 父子家庭の現状

1. 父子家庭の概況

(1) 世帯数

厚生労働省が実施した2021年度全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親の世帯数は、母子世帯が約120万世帯、父子世帯が約15万世帯で、いずれも近年は微減傾向にある。ひとり親になった理由は、母子世帯は離婚が約80%、死別が約5%であるのに対し、父子世帯は離婚が約70%、死別が約21%と、父子世帯は母子世帯に比して死別の割合が高い。

《図表4》世帯数の推移



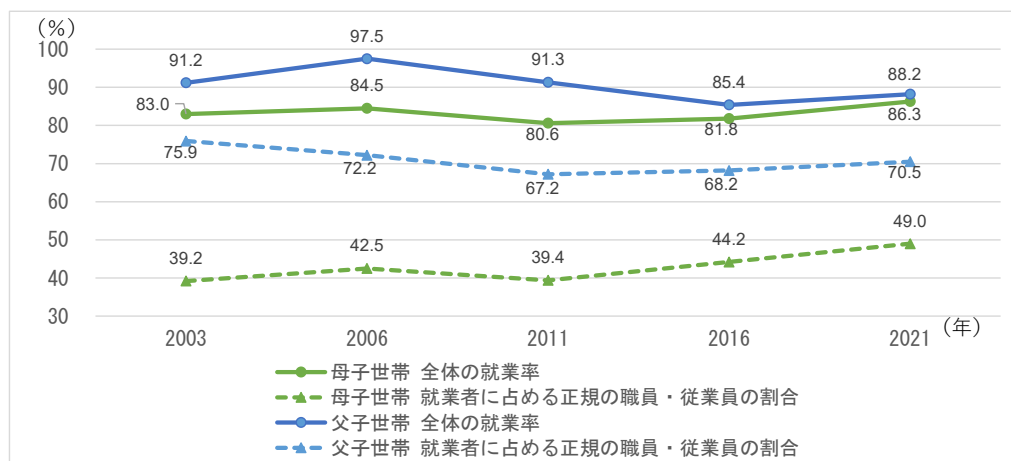
(出典) 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

⁴ 具体的には、ひとり親家庭への児童扶養手当について、ひとり親家庭の就労収入の上昇などを踏まえ、満額を受給できる所得の上限額について年収160万円から190万円に引き上げるとともに、所得に応じた一部額を受給できる所得の上限額について年収365万円から385万円へと22年ぶりに引き上げを行う。

(2) 就業状況

就業率は母子世帯と父子世帯は約9割とほぼ同じ水準だが、雇用形態を見ると、父子世帯は正規の職員・従業員の割合が約7割で、母子世帯の約5割よりも高くなっている。

《図表5》就業状況の推移



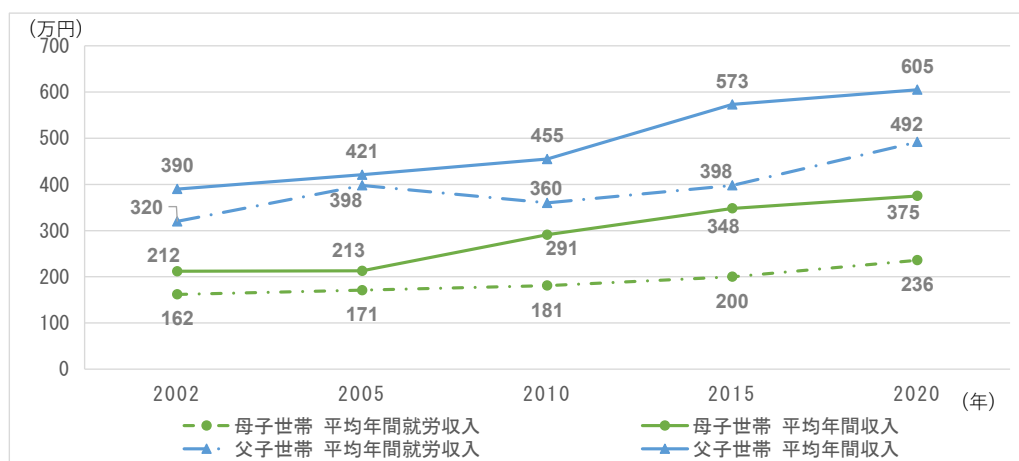
(出典) 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

(3) 収入の状況

①年間収入、就労収入

平均年間収入⁵、平均年間就労収入は母子世帯、父子世帯ともに増加傾向にある。母子世帯の平均年間就労収入が236万円であるのに対し、父子世帯は、ひとり親になる前から就業しているケースが多く、かつ、正規雇用であった割合も高いため⁶、母子世帯よりも高く、492万円である。

《図表6》平均収入の推移



(出典) 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

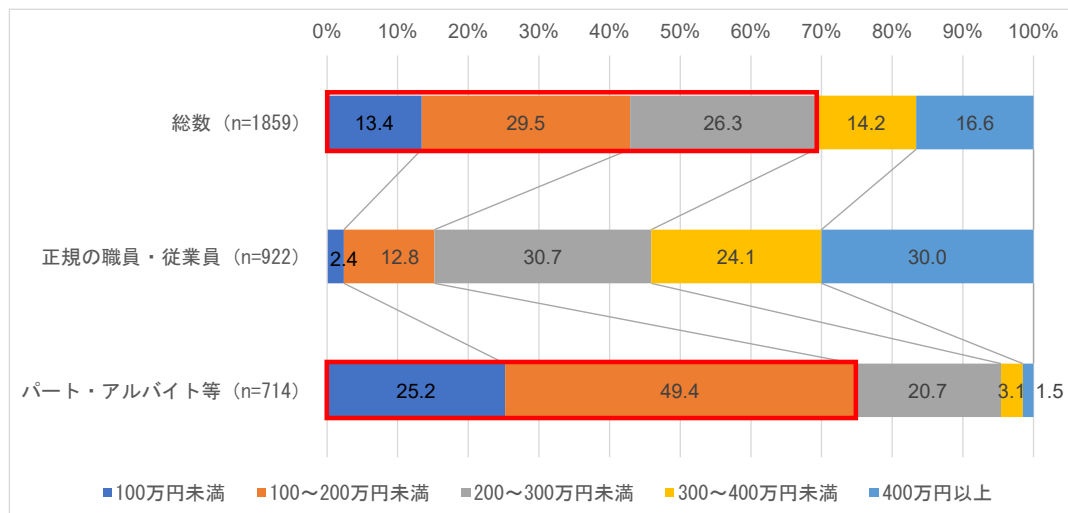
⁵ 年間収入には、全ての収入（生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入（税金や社会保険料を含む）、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代の収入等）を含む。

⁶ 厚生労働省「2021年度全国ひとり親世帯等調査」によると、ひとり親世帯になる前の就業状況は、父子世帯の父の約97%が就業しており、このうち約73%が「正規の職員・従業員」で最も多く、次いで「自営業」が約14%となっているのに対し、母子世帯の母は約79%が就業しているが、このうち「パート・アルバイト等」が50%で最も多くなっている。

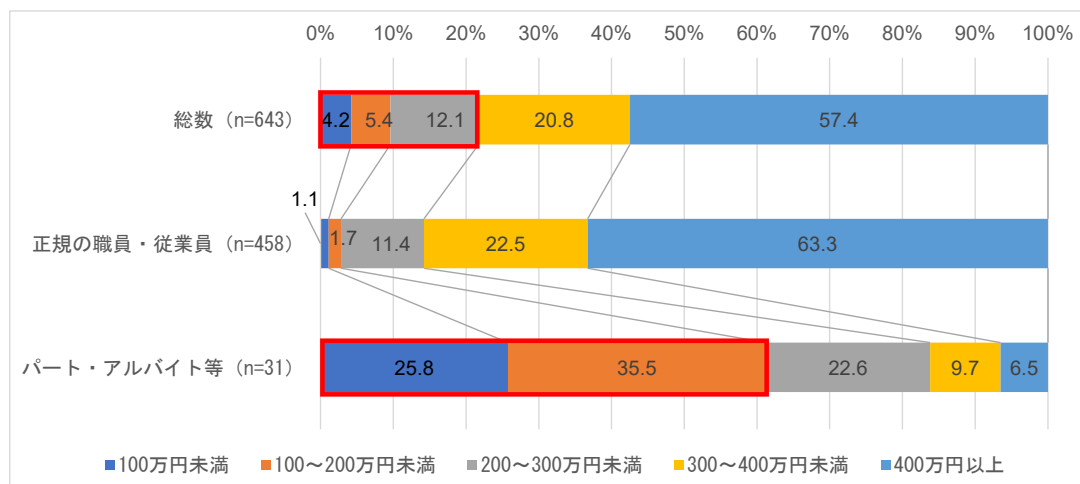
②就労収入の分布

2020 年の年間就労収入の分布を見ると、母子世帯では約 7 割、父子世帯でも約 2 割が 300 万円未満である。雇用形態別では、パート・アルバイト等の場合、母子世帯では 7 割以上の世帯が、父子世帯でも 5 割以上の世帯が、年間就労収入 200 万円未満となっている。

《図表 7》母子世帯の年間就労収入の構成割合（雇用形態別）



《図表 8》父子世帯の年間就労収入の構成割合（雇用形態別）

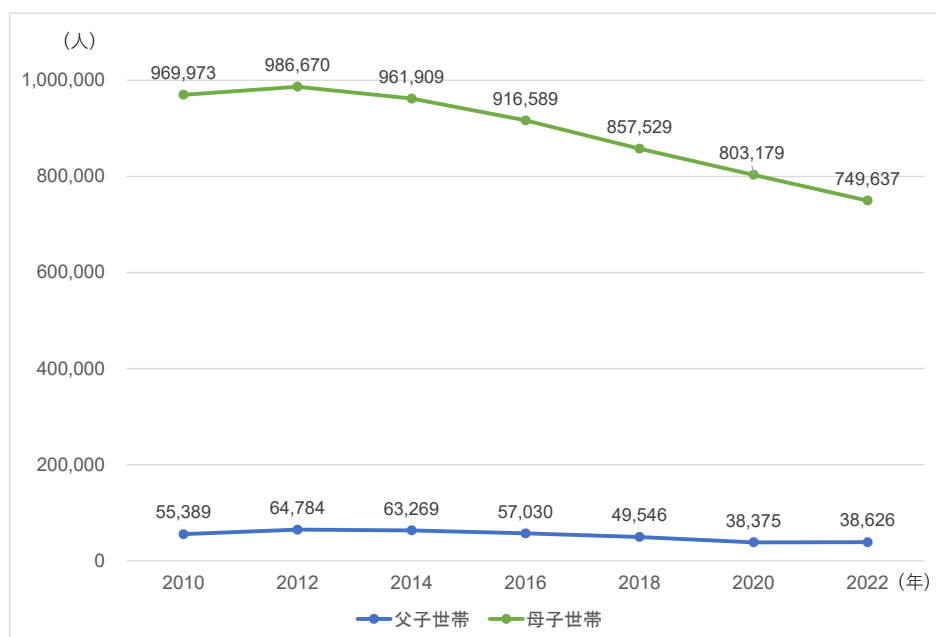


（出典）図表 7, 8 とも厚生労働省「2021 年度全国ひとり親世帯等調査」より作成

③児童扶養手当

ひとり親世帯の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る目的で支給される児童扶養手当だが、受給者数を見ると、母子世帯が 2003 年までに急増した後、2010 年代前半まではほぼ同水準で推移したことを背景に、児童扶養手当の全体の受給者数も高止まりしていたが、その後はひとり親世帯の減少に伴い、母子世帯、父子世帯ともに手当の受給者数も減少傾向にある。

《図表 9》児童扶養手当の受給者数の推移

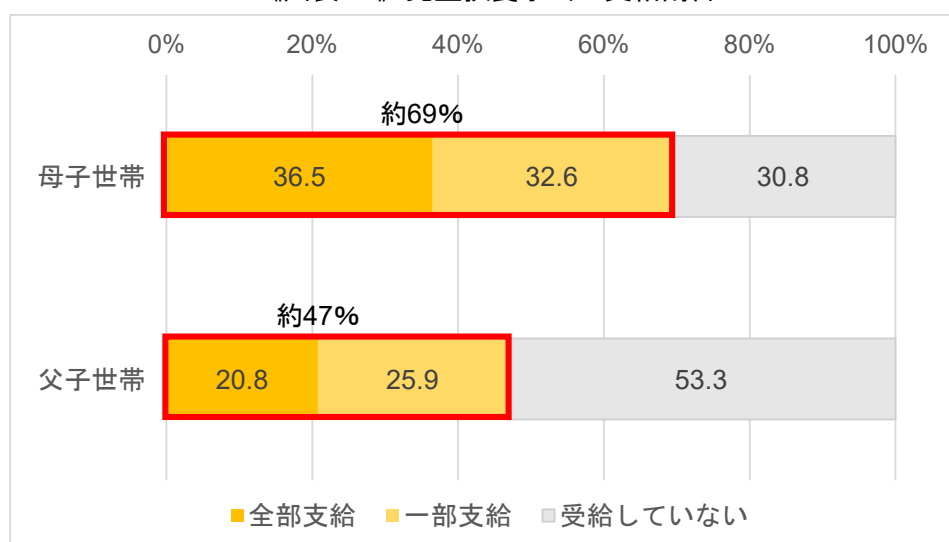


(注) 受給者数は「全部支給者」と「一部支給者」の合計

(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」より作成

児童扶養手当は、父母が婚姻を解消した児童や、父又は母が死亡した児童などを監護している母、父等に支給されるが、前年の所得が限度額以上のときは、手当の全部又は一部が支給停止となる。2021年時点で児童扶養手当を受給している割合は、全部受給と一部支給を合わせると、母子世帯の母が約69%であるのに対し、父子世帯の父は約47%である⁷。

《図表 10》児童扶養手当の受給割合



(出典) 厚生労働省「2021年度全国ひとり親世帯等調査」より作成

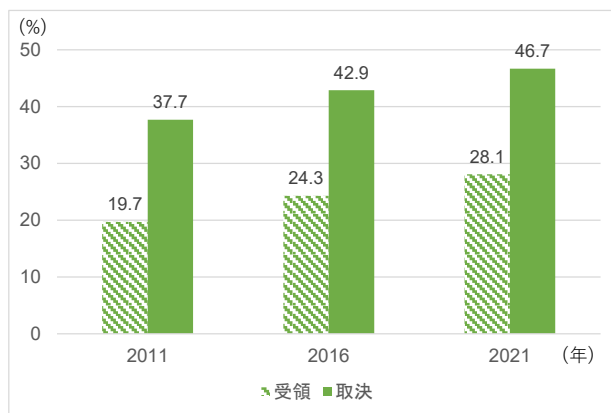
⁷ 2021年の児童扶養手当額：子ども1人の場合の所得限度額（収入ベースによる算定）は、全部支給は160万円、一部支給は365万円。

④養育費

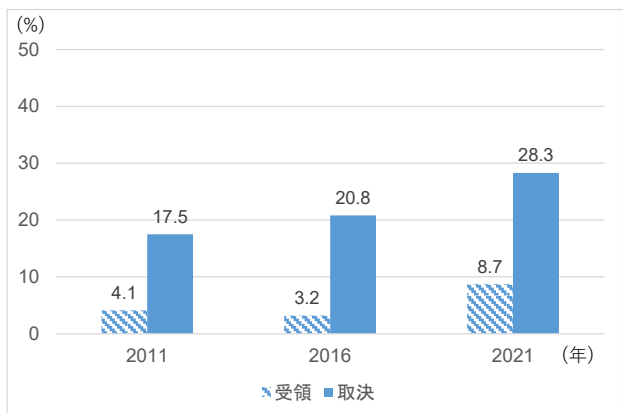
子どもの監護や教育のために必要な費用として、子どもを監護している親が他方の親から受け取る養育費について、2021 年の取決め率及び受給率を見てみると、母子世帯は、取決め率は 46.7%で受給率が 28.1%であるのに対し、父子世帯は、取決め率は 28.3%で受給率が 8.7%と、父子世帯は取決め率及び受給率が極めて低調である。

取決めをしない理由は、母子世帯・父子世帯ともに「相手と関わりたくなかった」「相手に支払う意思がないと思った」「相手に支払う能力がないと思った」が高いが、父子世帯の特徴として、「自分の収入等で経済的に問題がない」が最も高いこと以外に、「子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた」が母子世帯に比べ 5 ポイント以上高くなっている点があげられる。

《図表 11》母子世帯の取決め率・受給率

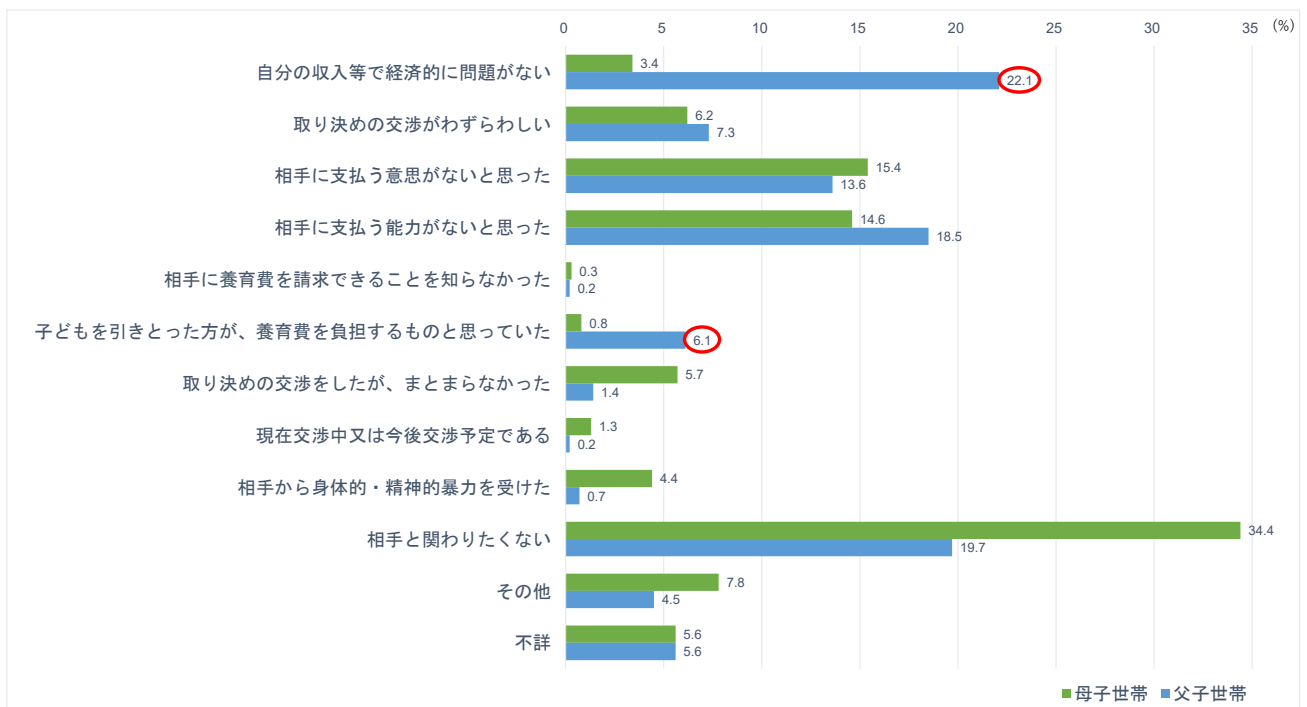


《図表 12》父子世帯の取決め率・受給率



(出典) 図表 11,12 とも厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

《図表 13》取決めをしない理由

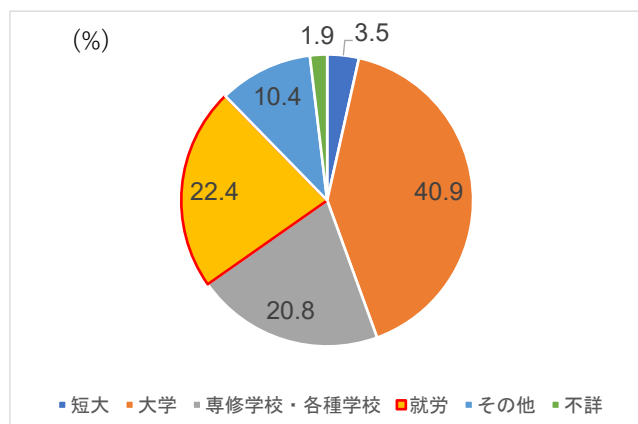


(出典) 厚生労働省「2021 年度全国ひとり親世帯等調査」より作成

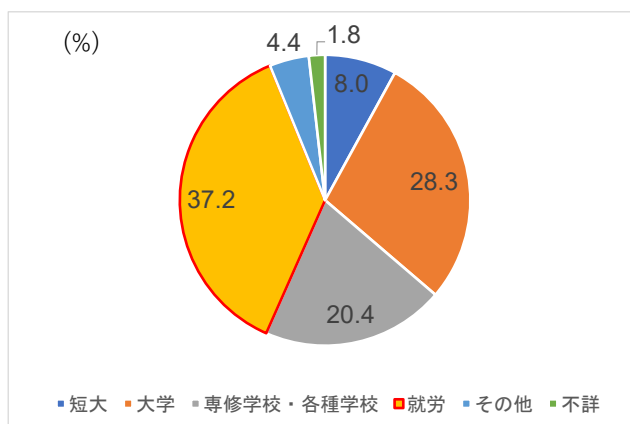
（４）子どもの進学の状況

文部科学省が行った高等学校卒業者の就職状況についての悉皆調査⁸によると、高校卒業後の就労割合は全体で約15%であるが、ひとり親世帯の19歳の子どもの状況を見ると、《図表14》《図表15》の通り、母子世帯は約22%であるのに対し、父子世帯は約37%と父子世帯の子どもの就労割合が高い。親の最終学歴によって親の子に対する進学期待に差があり、子どもは親の進学期待を反映した最終学歴の目標を設定していく⁹。ひとり親世帯の親の最終学歴が中学卒である割合をみると、父子世帯の父親は母子家庭の母親よりやや高く¹⁰、このことが父子世帯の子どもの就労割合の高さに影響している可能性も考えられるが、この要因は明らかではない。

《図表14》母子家庭の子の進学状況



《図表15》父子家庭の子の進学状況



(出典) 厚生労働省「2021年度全国ひとり親世帯等調査」より作成

2. 公的支援の利用状況

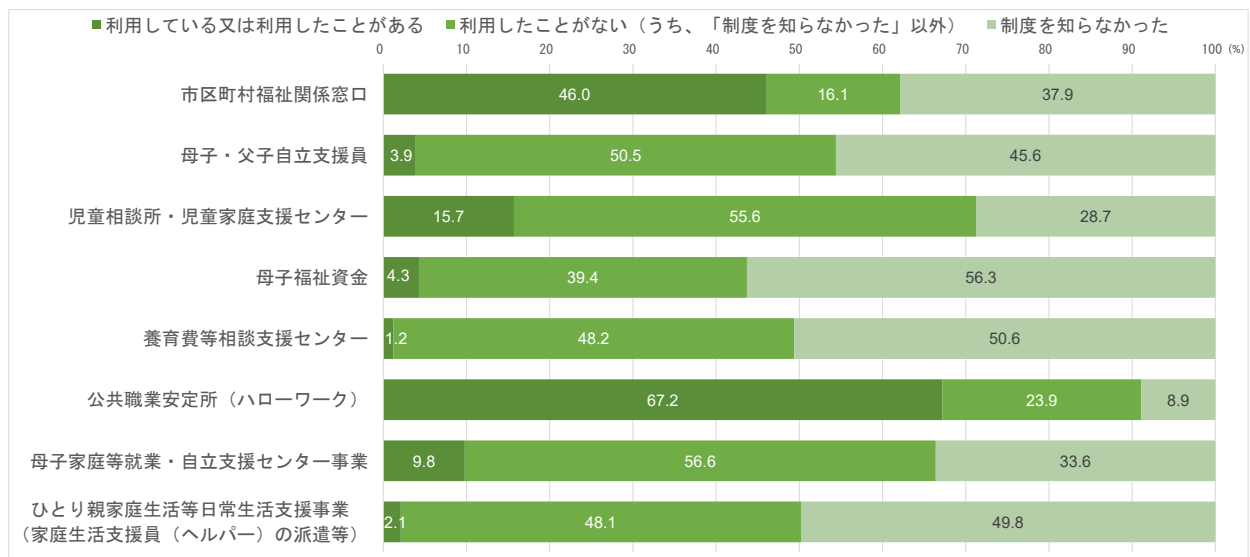
ここでは、既述の児童扶養手当以外の公的支援について、ひとり親の利用状況と「制度を知っているか否か」について状況を確認していく。市区町村の福祉関係窓口は、ひとり親に対する経済的支援の柱である児童扶養手当の受給相談や、子育て・生活支援の相談を受け付ける窓口だが、これを「利用している又は利用したことがある」のは母子世帯で46%、父子世帯は約31%で、利用率は高くない。また、「市区町村福祉関係窓口」の他、ひとり親に限らず一般的に広く認知されている「公共職業安定所」「児童相談所」を除いたひとり親家庭支援施策については、母子世帯、父子世帯ともに利用率はいずれも1割に満たず、3割以上が「制度を知らなかった」と回答している。各種支援制度が整備されているにも関わらず、制度自体があまり知られていない。母子世帯に比べ、父子世帯は、父子福祉資金以外では、「利用したことがない（うち、「制度を知らなかった」以外）」の回答が多く、制度を知っていても積極的に利用しているとは言えない。

⁸ 文部科学省「令和4年3月新規高等学校卒業者の就職状況（令和4年3月末現在）に関する調査について」

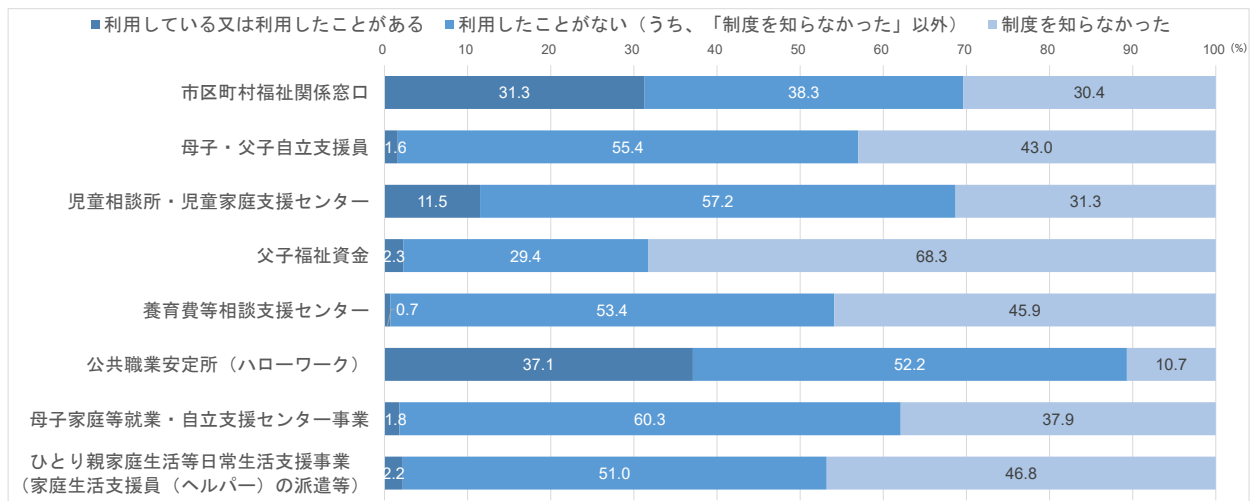
⁹ 松岡亮二『教育格差：階層・地域・学歴（ちくま新書）』（筑摩書房）

¹⁰ 厚生労働省「2021年度全国ひとり親世帯等調査」によると、親の最終学歴が中学卒である割合は、母子世帯の母親が約11%であるのに対し、父子世帯の父親が約13%。

《図表 16》母子世帯の公的支援の利用状況



《図表 17》父子世帯の公的支援の利用状況



（出典）図表 16,17 とも厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

IV. 父子家庭の課題とそれへの対応

ひとり親家庭の置かれている生活実態や就業状況を見ると、ひとり親になった直後から、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担うこととなるため、その生活や仕事において、様々な困難に直面することになる。ひとり親、とりわけ父子家庭は、実際にどのような悩みを抱え、どのような支援を求めているのだろうか。

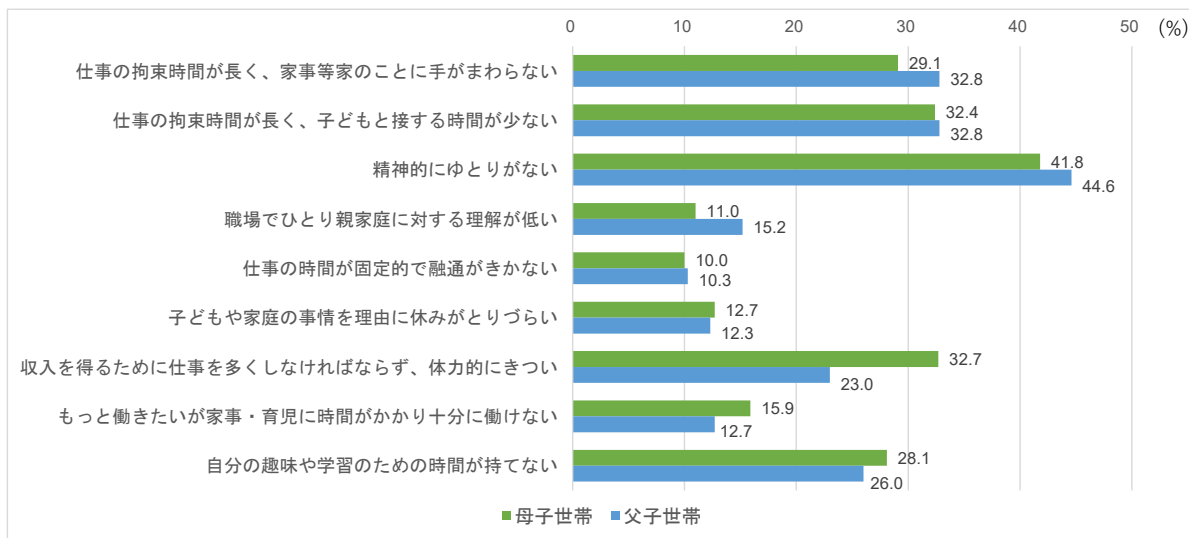
1. 生活と仕事の両立に関する課題

（1）両立する上での課題～精神的ゆとりや時間がない～

ひとり親の抱える悩みについて詳細な調査を実施している「滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」を参考に、ひとり親が生活と仕事を両立する上での不満や悩みを見てみると、母子世帯、父子世帯ともに「精神的なゆとりがない」ことや「仕事の拘束時間の長く、家事等家のことに手がまわらない」「仕事の

拘束時間が長く、子どもと接する時間が少ない」が多くなっている。これらは、父子世帯の父により強く表れる課題であるが、父子世帯の父は就業時間が長く¹¹、仕事や通勤以外の時間が少ないことが原因であろう。日々仕事に追われ、物理的な時間や精神的なゆとりのなさに悩んでいる姿が見て取れる。

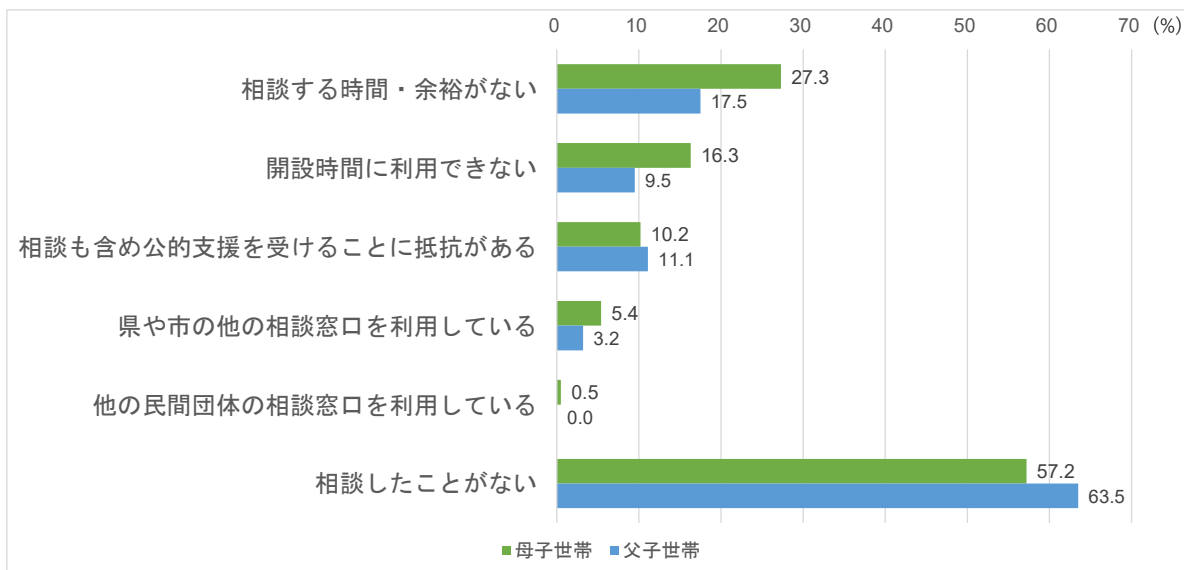
《図表 18》生活と仕事を両立する上での悩み



(出典) 2023 年度「滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」より作成

滋賀県では、ひとり親のための総合相談窓口として「滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター」を設置しているが、「利用しない」もしくは「利用したいと思わない」と回答した理由は、「相談したことがない」を除くと、「相談する時間・余裕がない」も最も多くなっている。

《図表 19》ひとり親家庭総合サポートセンターを利用しない・利用したくない理由



(出典) 2023 年度「滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」より作成

¹¹ 労働政策研究・研修機構「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2022(第6回子育て世帯全国調査)」によると、1週間あたりの平均就業時間(残業含む)が50時間以上の割合は、母子世帯の母は約10%であるのに対し、父子世帯の父は約36%である。

この結果からも、滋賀県のみならず前述した全国的に各種相談窓口や制度の利用率が低いことの背景には、そもそも制度を知らないということに加え、知っていたとしても相談する時間や余裕がないことや、窓口が開いている時間に利用できないことが背景にあると考えられる。また、「相談も含め公的支援を受けることに抵抗がある」といった回答も少なくない。

（２）課題への対応～「プッシュ型支援」の拡充やワンストップでの情報提供～

窓口や制度の利用率が低いという課題に対しては、Ⅱ章で見てきた通り、ひとり親世帯に対する支援施策は年々拡充され、自治体の窓口において相談対応する相談員自身もメニューの把握が難しいという声も聞かれるほど、複雑かつ多様になってきており、自治体も利用者も施策をうまく活用しきれていないという背景もある¹²。国が、経済社会情勢の変化に応じて施策の拡充を検討することは重要だが、既にある支援メニューについて、国や相談窓口となる自治体は、利用者にとって分かりやすい形で提供する体制づくりに努めることが重要だ。

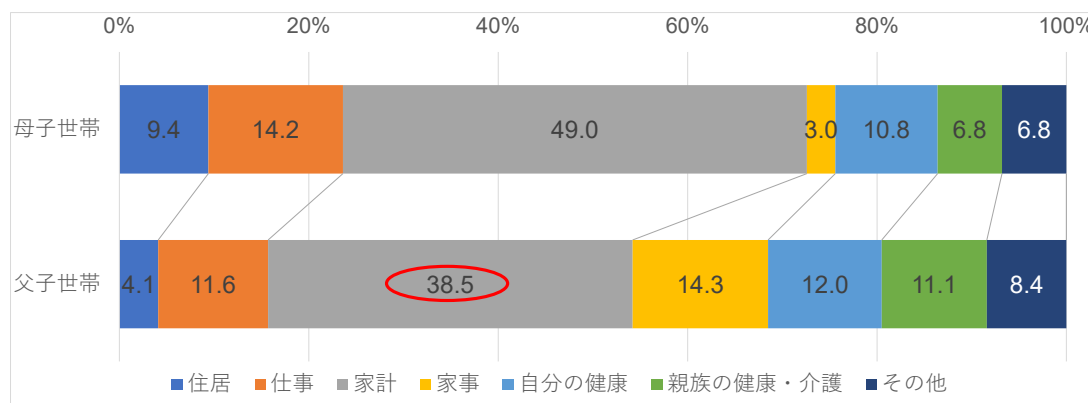
時間や精神的ゆとりのないひとり親家庭に情報を届けるためには、自治体が窓口をたくさんつくり、相談者の来所を待つのではなく、自治体が家庭訪問などを行い主体的に動く「プッシュ型支援」の拡充や、相談や申請のオンライン化含め、ワンストップで情報を入手できるよう配慮することが求められる。

２．家計に関する課題

（１）厳しい家計

ひとり親世帯の親自身が最も困っていることは、母子世帯、父子世帯ともに「家計」で、父子世帯の約４割が「家計」と回答している。ひとり親世帯の収入は、国民生活基礎調査における子育て世帯全体での就労収入 722 万円、総収入 785 万円というデータ¹³と比較すると、Ⅲ章で見た通り、父子世帯であっても就労収入は 492 万円、総収入 605 万円と、これを大きく下回る水準となっていることから、ふたり親世帯に比べひとり親世帯は現在の暮らし向きを苦しいと感じる割合が高く、父子世帯では５割を超える世帯が「苦しい」と回答している。

《図表 20》ひとり親自身が最も困っていること

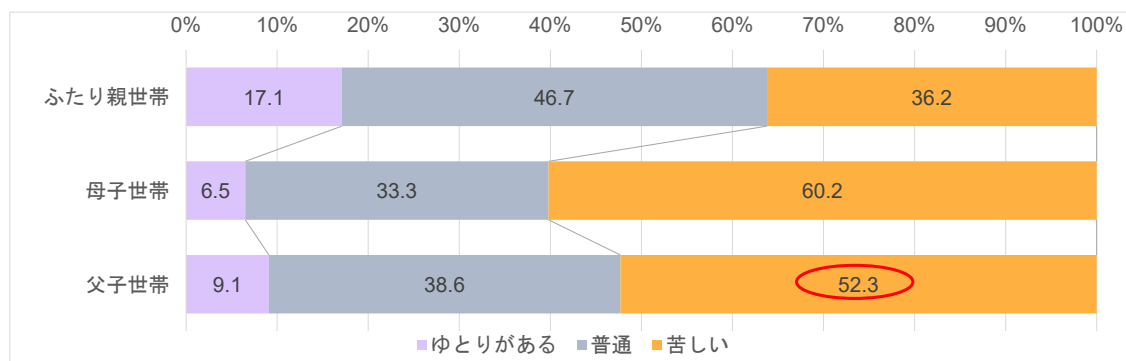


（出典）2023 年度「滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」より作成

¹² 子ども家庭庁「ひとり親家庭支援ワーキンググループ（第 1 回）」議事録より

¹³ 厚生労働省「国民生活基礎調査」（2022 年）による 2021 年時点のデータ

《図表 21》現在の暮らし向き（世帯類型別）



（出典）労働政策研究・研修機構「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2022」より作成

（2）課題への対応～自立に向けた伴走支援と養育費の確保支援～

こうした課題に対しては、父子世帯の父でも、パート・アルバイトで働くケース等、就業が不安定な者に対して、就業による自立に向けた伴走支援が必要となる。

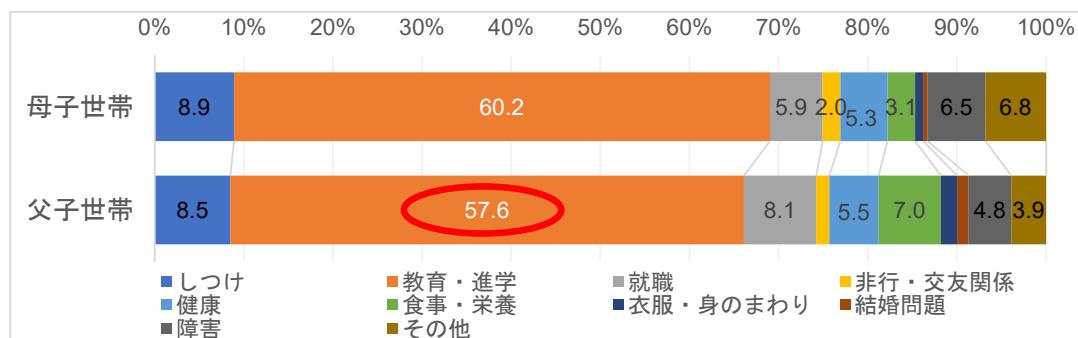
また、離婚により父子家庭となった場合には、養育費の確保も課題である。父子世帯の父の就労収入が年間 300 万円未満でも「養育費を受けたことがない」割合は 9 割を超えている¹⁴。養育費とは「子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用」であり、離婚して子どもと離れて暮らすこととなった親も、その経済力に応じて分担しなければならない。Ⅲ章で見てきた通り、父子世帯は取決め率・受給率とも極めて低調で、子どもを養育する親が養育費を負担するものと思い込んでいる父親も少なくない。養育費についての正しい認識を広めるとともに、スムーズな支払いが行われるよう、離婚時に具体的かつ書面による取決めがされるよう促すことも重要だ。

3. 子どもの教育に関する課題

（1）子どもの進学

ひとり親世帯の親が子どもに関して最も困っていることは、母子世帯、父子世帯ともに、約 6 割が「教育・進学」と回答している。ひとり親世帯の場合、子どもに高校や大学への進学の意志があっても、親の経済的な状況によって、子どもが進学をあきらめ就労せざるを得ないケースが生じやすい。

《図表 22》ひとり親が子どもについて最も困っていること



（出典）厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成

¹⁴ 厚生労働省「2021 年度全国ひとり親世帯等調査」

（２）課題への対応～福祉資金をはじめとする各種就学支援制度の活用促進～

子どもの進学に課題を抱えるひとり親世帯を対象にした制度としては、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の規定に基づき行われる「母子福祉資金」や「父子福祉資金」における貸付金制度がある。全部で 12 種類ある貸付金の中に、ひとり親家庭の子どもが進学しやすい環境を整えるための無利子の貸付金として、就学するために必要な被服等の購入に必要な資金及び受験料を貸付対象とする「就学支度資金」や、授業料や書籍代等を貸付対象とする「修学資金」があり、これらの利用が課題解決に資するものと考えられる。しかし、2022 年度の「父子福祉資金」の貸付実績は、12 種類合計で 1,185 件に過ぎない。このうち、約 9 割が児童の修学資金関係だが¹⁵、Ⅱ章で既述の通り、約 7 割が父子福祉資金の制度を知らないと回答していることも踏まえると、本来支援が必要な父子世帯に情報が届き、ニーズに応じた利用がなされているのか検証が必要であろう。

この他、ひとり親に限らないが、経済的理由により就学困難と認められる子どもの保護者に対する支援としては、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯の生徒の授業料に充てるため、国が学校設置者に対し、高等学校等就学支援金を支給する「高等学校等就学支援金制度」もある。ただし、この制度は文部科学省の所管であり、都道府県の窓口も福祉関係部局とは異なることに留意が必要だ。

家庭の経済状況が理由で子どもの進路が狭められることがないよう、行政には、進学に必要な負担軽減の取組の継続とともに、必要な場合に支援につなげるための取組の強化が求められる。

V. ひとり親家庭をめぐる政策動向

1. 新たな基本方針の改正案

2024 年度は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき策定される「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しの年に当たり、子ども家庭庁において、新たな基本方針の検討が進められてきた。現在、新たな基本方針の改正案が示され《図表 23》、2 月にパブリック・コメントにかけられたところであり、新たな基本方針は本年 4 月から適用される見込みである。

《図表 23》基本方針の改正案の全体像

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項	第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項	第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項
1. 離婚件数の推移等 2. 世帯数等の推移 (1) 世帯数 (2) 生別、死別の割合 (3) 寡婦の数等 (4) 児童扶養手当受給者数 3. 年齢階級別状況等 4. 住居の状況 ・持ち家、賃貸住宅、公営住宅等の割合 5. 就業状況 ・正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合 6. 収入状況 ・平均年間収入、平均年間就労収入 7. 学歴の状況 8. 相対的貧困率 9. 養育費の受領状況 10. 親子交流の実施状況 11. こどもの状況等 ・こどもの数、就学状況 12. その他 (1) 公的制度の利用状況等 (2) こどもについての悩み (3) 困っていること (4) 相談相手について 13. まとめ	1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性 (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携 (2) 関係機関相互の協力 (3) 相談機能の強化 (4) 子育て・生活支援の強化 (5) 就業支援の強化 (6) 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進 (7) 福祉と雇用の連携 (8) こどもの貧困の解消に向けた対策 2. 実施する各施策の基本目標 (1) 子育てや生活の支援策 (2) 就業支援策 (3) 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進 (4) 経済的支援策 (5) その他（職員の人材確保・専門性向上、教育の支援） 3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 (1) 国等が講ずべき措置 (2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表 (4) 基本方針の評価と見直し (5) 関係者等からの意見聴取 (6) その他（関係団体との連携等）	1. 手続きについての指針 (1) 自立促進計画の期間 (2) 他の計画との関係 (3) 自立促進計画策定前の手続 ① 調査・問題点等の把握 ② 基本目標 ③ 合議制機関からの意見聴取 ④ 関係者等からの意見聴取 (4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定 ① 評価 ② 施策評価結果の公表 ③ 次の自立促進計画の策定 2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針 (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 ① 内閣総理大臣が提示した施策 ② 都道府県等及び市等独自の施策

（出典）子ども家庭庁「ひとり親家庭支援ワーキンググループ（第2回）」資料1より

¹⁵ 子ども家庭庁 HP「ひとり親家庭の支援について」（令和7年1月）より

2. 改正案の評価

基本方針の改正案においては、ひとり親家庭は「時間の貧困」にも陥りやすいことを前提として追記しつつ、「第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項」において、以下のように追記がされる方向である。IV章で指摘した課題と対応させてみていく。

(1) 評価できる点

まず、IV章1. で「生活と仕事の両立に関する課題」について、日々仕事に追われ精神的なゆとりや時間がなく、公的な支援メニューの利用が低調なひとり親家庭に対し、複雑かつ多様な支援メニューを分かりやすい形で提供する体制づくりが重要であると述べた。この点について、改定案では、IT 機器等の活用を図り、支援メニューをワンストップかつプッシュ型により提供する体制を構築することが追記されている¹⁶。

次に、IV章2. で「家計に関する課題」について、父子家庭でも、パート・アルバイトで働くケース等就業が不安定な者に対して、就業による自立に向けた伴走支援が必要であると述べた。この就業支援については、改正案では、父子家庭も含め、就職又は転職の準備段階から就職後のフォローアップまでの一体的な支援を打ち出している。また、とりわけ父子家庭で取決め率・受給率が低調な養育費の確保について、改正案においては、当事者目線での周知・広報や、親の扶養義務の履行確保のために親支援講座の開催など必要な支援を行うことについても言及しており、これらの点は評価できる。

(2) 課題が残る点

他方、IV章3. で指摘した「子どもの教育に関する課題」については、改正案での位置づけやその検証の仕方に課題が残る。IV章3. において、子どもの進学に課題を抱えるひとり親家庭の課題解決に資する支援制度はあるものの、利用実績が少ないことから、文部科学省が所管する制度も含め、必要な場合に支援につなげる取組の強化が必要であると述べた。この点について、改正案では、「2. (5) その他②教育の支援」で、高校段階の高等学校等就学支援金制度等による教育費負担の軽減含め、関係施策の一層の充実を図る旨が記載されているが、国が実施した「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」において、母子世帯、父子世帯とも、「教育・進学」は子どもに関して最も困っていることと回答した項目である。最も必要とされている項目について、「その他」の内数として扱うことは適切ではなく、しっかり項目建てして記載をすべきである。また、国がおおむね5年ごとに実施している「全国ひとり親世帯等調査」において、公的制度の利用状況について尋ねる項目があるが、対象とする制度が福祉関係に限定されているため、ひとり親家庭の子どもの進学に関する政府の施策の評価が難しいことも課題である。支援が届きにくいひとり親家庭であればこそ、「教育・進学」の支援に関して丁寧な評価・検証が必要だ。

¹⁶ 国の事業としては令和2年度より、IT 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」が実施されている。

VI. おわりに

児童扶養手当の対象に父子家庭が支援対象になってから 15 年が経った。この間も父子家庭を含むひとり親家庭に対する支援施策はその実情に応じ拡充が図られてきたが、国の支援策が拡充されてきた一方、必要な支援が必要なところに届いているとは言い難いのが現状だ。ひとり親のニーズは複雑かつ多岐にわたり、ひとり親になった以降も、子どもの成長等により状況は刻々とかわってく。国には、既にある支援策を必要なところに届けるための施策を講じるとともに、省庁の所管にとらわれることなく、的確な調査を通じて実態を把握し、その結果を真摯にとらえ施策に反映する、たゆまぬ努力を期待したい。

ひとり親家庭、とりわけ父子家庭の父親は、就業時間が長いため、物理的な時間や精神的ゆとりがないことが多く、「職場でひとり親家庭に対する理解が低い」と感じている人も少なくない。公的支援の利用も低調で、養育費の取決め率も低い。国や自治体といった行政のみならず、事業者も含め、こうした父子家庭の置かれた状況の理解に努めることで、父子家庭の父親自身も生きづらさを感じることなく自立し、その子どもが自立に向けて健やかに成長していける社会の実現が強く望まれる。

本資料は、情報提供を目的に作成しています。正確な情報を掲載するよう努めていますが、情報の正確性について保証するものではありません。本資料の情報に起因して生じたいかなるトラブル、損失、損害についても、当社および情報提供者は一切の責任を負いません。